国指定涸沼鳥獣保護区 指定計画書 (環境省案)

平成 2 6 年 月 日 環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称 涸沼鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

茨城町海老沢地内の県道水戸神栖線と県道子生茨城線の交点を起点として、同県道を北に進 み県道長岡大洗線との交点に至り、同県道を東に進み県道中石崎水戸線との交点に至り、同県 道を北に進み茨城町道 103 号線との交点に至り、同町道を北に進み茨城町道 206 号線との交点 に至り、同町道を南東に進み茨城町道 1286 号線との交点に至り、同町道を北に進み茨城町道 1476 号線との交点に至り、同町道を東に進み県道中石崎水戸線との交点に至り、同県道を北東 に進み茨城町道 101 号線との交点に至り、同町道を東に進み茨城町道 205 号線との交点に至り、 同町道を東に進み茨城町道 1556 号線との交点に至り、同町道を北東に進み県道長岡大洗線と の交点に至り、同県道を北に進み後谷川右岸堤防との交点に至り、同右岸堤防を東に進み後谷 川と涸沼川との合流点に至り、同合流点から更に後谷川左岸堤防を北に進み涸沼の大貫地区堤 防(1号)に至り、同堤防を南東に進み同堤防の延長線で涸沼川を横断し、農道を経て大洗町 道 8-3000 号線との交点に至り、同町道を南東に進み大洗町道 8-2004 号線との交点に至り、同 町道を南東に進み大洗町道 6-09 号線との交点に至り、同町道を南に進み旧陣屋下の大洗町道 8-3048 号線との交点に至り、同町道を南に進み県道大洗友部線との交点に至り、同県道を西に 進み茨城町道 4309 号線の交点に至り、同町道を北西に進み茨城町道 4306 号線の交点に至り、 同町道を南西に進み県道大洗友部線との交点に至り、同県道を西に進み茨城町道 123 号線との 交点に至り、同町道を西に進み県道子生茨城線との交点に至り、同県道を西に進み起点に至る 線により囲まれた区域。なお、区域境界線の県道、町道、農道、堤防敷は除く。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで(20年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町及び大洗町にまたがる涸沼及びその周辺水田で構成されている。涸沼には涸沼川や大谷川等が流れ込み、那珂川を経由して太平洋に流れ出る。海まで約10kmであり、満潮時には海水が逆流する汽水湖となっている。

鳥類は 88 種以上が確認されており、冬季にはマガモ、スズガモ等のカモ類が毎年概ね1万 羽以上渡来し、涸沼及び周辺湿地並びにさらにその周辺に広がる水田を、採餌や休憩の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモは、東アジア地域個体群全体の1%を超える5,000 羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。猛禽類では、環境省のレッドリストに掲載されている絶滅危惧II類のオオワシが毎年定期的に越冬する他、準絶滅危惧種のオオタカ等の生息が確認されている。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の越冬地、休息地等として重要であることから、鳥

獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する 鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

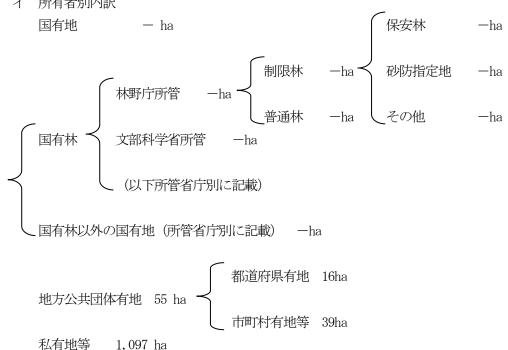
- 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針
- (1) 保護管理方針
 - 1)集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめするガンカモ類の良好な生息環境が維持され るとともに、持続可能な利用が促進されるよう関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した 管理に努める。
 - 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行
 - 3) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - 4) 鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。
- 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 2,072 ha

内訳

ア形態別内訳

林 野 98 ha 農耕地 587 ha 水 面 920 ha <干潟 -ha> その他 467 ha

イ 所有者別内訳



公有水面 920 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

河川区域 935 ha

茨城県立自然公園条例による地域 919 ha 特別保護地区 —ha

特別地域 909 ha

(大洗県立自然公園) 普通地域 10 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町、大洗町にまたがる涸沼を中心と して所在している。

イ 地形、地質等

当該区域は、那珂川河口部から約10kmの距離に位置する汽水湖である涸沼とその周辺の 三角州・湿地性谷底平野及び砂礫台地・岩石台地からなっている。また、涸沼周辺の地質は 砂礫・粘土、その周辺の台地はロームなどの堆積となっている。

涸沼がある場所は、かつて海の一部であったが、海面の後退や、那珂川の氾濫による土砂 の堆積、明治30年代から昭和40年代にかけて涸沼周辺で行われた干拓事業によって、現在 の地形へと変化していった。

ウ 植物相の概要

当該区域の涸沼及び周辺湿地では、ヨシ、マコモ等の抽水植物群落が確認されている。 また、流入河川の河口部では、環境省のレッドリストに掲載されている準絶滅危惧種のミズ アオイが生育している。また、その周辺には水田が広がり、耕作放棄された一部の水田は、 ヨシ原やハンノキ林に移行している。

エ 動物相の概要

当該区域では、マガモやカルガモ、スズガモ等の多くのカモ類の渡来が確認されているほ か、猛禽類では、絶滅危惧Ⅱ類のオオワシが毎年定期的に越冬する他、準絶滅危惧種のオオ タカの生息が確認されている。また、周辺のヨシ原ではオオヨシキリが繁殖するなど、これ までに14目35科88種以上の鳥類が確認されている。

また、魚類相も豊富であり、フナ等の淡水魚やボラ等の回遊魚等が確認されている。昆虫 類では絶滅危惧IB類のヒヌマイトトンボの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

周辺農地においてカラス等による農作物への被害が若干みられる。また、カワウによる水産 業被害が見られる。

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の 補償をする。
- 6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札

40 本

別紙1 国指定涸沼鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

▼ /// /E/// 1Щ/X 1 //	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積
総面積	2,072 ha	ha	ha	935 ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 林 野	98 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
—— 農耕地	587 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
—— 公有水面	920 ha	ha	ha	920 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	467 ha	ha	ha	15 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

◆所有別面積内訳	鳥獣保護区		特別保護地区			特別保護指定区域			
	既存面積		拡大 (縮小) 後の面積	既存面積		拡大 (縮小) 後の面積	既存面積		拡大 (縮小) 後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
⊢ 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農林水産省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
財務省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	55 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
─都道府県有地	16 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
─制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
▶ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┗ その他	16 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 市町村有地等	39 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- その他	39 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	1,097 ha	ha	ha	15 ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
┣ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ その他	ha	ha	ha	15 ha	ha	ha	ha	ha	ha
─ 普通林地	98 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└─ その他	999 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	920 ha	ha	ha	920 ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	2, 072 ha	ha	0 ha	935 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

▼他伝でによる規制区域と0	ノ里阪									
		鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
—— 特別地域 —— 普通地域										
自然公園法による地域 (県 一 特別保護地区	919 ha	ha	ha	919 ha	ha	ha	ha	ha	ha	
一 特別地域 普通地域 河川区域	909 10 935			909 10 935						
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

目	科 ———————	種または亜種 	種の指定等
キジ	キジ	キジ	
<u>カモ</u>	カモ		NT、国天
77-	<i>7</i> . –	コハクチョウ	NI, EA
		オオハクチョウ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		○ マガモ	
		〇 カルガモ	
		ハシビロガモ	
		オナガガモ	
		O コガモ	
		O ホシハジロ	
		O キンクロハジロ	
		O スズガモ ナナジロギエ	
		ホオジロガモ ミコアイサ	
		カワアイサ	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
カインフラ	201223	アカエリカイツブリ	
		クカエッカイフラッ ○ カンムリカイツブリ	
		O ハジロカイツブリ	
ハト	ハト	キジバト	
カツオドリ	ウ	O カワウ	
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	NT
		ゴイサギ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		アオサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
337.11	5 / L	コサギ	
ツル	クイナ	バン オオバン	
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	
<u>カッコウ</u> チドリ	<u> </u>	<u> </u>	
717	77	キアシシギ	
		ソリハシシギ	
		イソシギ	
		トウネン	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	〇 ユリカモメ	
		ウミネコ	
		〇 セグロカモメ	
<i>L</i> 1	- II *	<u>コアジサシ</u>	VU
タカ	<u>ミサゴ</u>	ミサゴ	NT
	タカ	\Ľ 	ᇄᅟᄝᆂᆇᄮ
		<u>オオワシ</u>	VU、国内希少
		<u>チュウヒ</u> ハイイロチュウヒ	EN
		ハイイロチュウヒ オオタカ	NT、国内希少
		<u> </u>	NI、国内布少 VU
		リシハ ノスリ	٧٥
フクロウ	フクロウ	コミミズク	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
キツツキ	キッツキ	コゲラ	
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	
	モズ	モズ	
	カラス	ミヤマガラス	
		ハシボソガラス	
	· · · + · -	ハシブトガラス	
	シジュウカラ	ヤマガラ	
	ا انْ م	シジュウカラ	
	ヒバリ	ヒバリ	
	<u>ツバメ</u> ヒヨドリ	○ ツバメ ►⊐ビリ	
	<u>ビョトリ</u> ウグイス	<u>ヒヨドリ</u> ウグイス	
	<u>ワクイス</u> エナガ	りりれる エナガ	
	メジロ	メジロ	
	<u>メンロ</u> センニュウ		EN、国内希少
	ヨシキリ	オオヨシキリ	こい、国内のグ
	· · /	コヨシキリ	
	セッカ	<u> ココンイケ</u> セッカ	
	ムクドリ	〇 ムクドリ	

78	スズメ	O スズメ	
79 79	セキレイ	ハクセキレイ	
80		セグロセキレイ	
81		タヒバリ	
82	アトリ	カワラヒワ	
83		ベニマシコ	
84		シメ	
85	ホオジロ	ホオジロ	
86		カシラダカ	
87		アオジ	
88		オオジュリン	
合計 (種) 14	35	88	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会2012)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

CR: 絶滅危惧 I A類、 EN: 絶滅危惧 I B類、 VU: 絶滅危惧 I 類、 NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足、 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国天: 国指定天然記念物

3 〇印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第 1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

生息する鳥獣類

No.	目	科	種または亜種	種の指定等
イ 獣類				
1 ネコ		イヌ	○ タヌキ○ キツネ	
3 4 ウサ ^ュ	ř	イタチ ウサギ	○ イタチ○ ノウサギ	
合計 (種) 2		3	4	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会2012)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(平成24年改訂)

- CR: 絶滅危惧 I A類、 EN: 絶滅危惧 I B類、 VU: 絶滅危惧 II 類、 NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足、
- LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国天:国指定天然記念物

3 〇印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

